ハワイ州保健局(HDOH)は、その施策や活動の管理において、適用される連邦法または州法の保護のもと、人種、肌の色、性別、出身国、年齢、障がい、あるいはその他の階級を理由に差別することはありません。また、HDOHは、いかなる個人または団体に対しても、連邦規則集第40章パート5および7により保護されている行為に参加する、あるいは禁じられている行為に異議申立てをするための自らの権利を行使したことを理由に、もしくは当該の権利に干渉する目的で、特定の個人または集団に対し威嚇したり、報復をしたりすることはありません。

HDOH の差別禁止コーディネータは、1964 年の公民権法の第 VI 編と修正事項、1973 年の更生法第 504 節、1975 年の年齢差別禁止法、1972 年の教育改正法第 IX 編、1972 年の連邦水質汚染防止法修正条項第 13 節を含む、連邦規則集第 40 章パート 5 および 7(環境保護庁から連邦支援を受ける施策または活動における差別の禁止)(以下、総称して「連邦差別禁止法」)により履行される差別禁止要件に関する調整、遵守努力、これに関する問い合わせの受付を担当します。

本通知、もしくは HDOH の差別禁止に関する施策、方針、または手続きについてご質問があるときは、以下までお問い合わせください:

Valerie Kato 差別禁止コーディネータ代理 (Acting Non-Discrimination Coordinator) ハワイ州保健局 (Hawai'i Department of Health) 1250 Punchbowl Street, HI 96813, (808) 586-4400 doh.nondiscrimination@doh.hawaii.gov

連邦からの援助を受けている HDOH の施策または活動に関して差別を受けたと思われるときは、上記の差別禁止コーディネータにお問い合わせいただくか、ウェブサイト(http://health.hawaii.gov)にアクセスすると、差別に関する苦情を申し立てる方法および場所をご覧いただけます。

連邦 HDOH は、連邦差別禁止法に基づき保障されている権利または特権を干渉することを目的に、あるいは個人がいずれかの方法で差別禁止に関する連邦法に関連する捜査、訴訟手続き、あるいは聴聞において苦情を申立てたこと、または証言したこと、これに協力したこと、あるいは参加したことを理由に、また差別禁止に関する連邦法により違法行為とされるいずれかの慣行に異議申立てをしたことを理由に、特定の個人または集団に対して威嚇、脅迫、強要、あるいは差別を行うことはありません。

Non - Discrimination Notice (05-09-2024) Japanese HDOH の施策または公開の集会における言語またはバリアフリーサービスを依頼するには、HDOH の差別禁止コーディネータにお電話((808) 586-4400)またはメール(doh.nondiscrimination@doh.hawaii.gov)でお問い合わせください。HDOH に宿泊施設に関する依頼をするときは、ご対応に十分な時間をいただけますと助かります。

HDOH の雇用に関する苦情については、HDOH の人材オフィスにお電話 ((808) 586-4520)またはメール(<u>doh.hroeeo-ra@doh.hawaii.gov</u>)でお問い合わせください。

この文書の言語通訳を依頼するには、HDOH の差別禁止コーディネータ(住所: 1250 Punchbowl Street, Honolulu, HI 96813)までお電話((808) 586-4400)またはメール(doh.nondiscrimination@doh.hawaii.gov)でお問い合わせください。この文書の翻訳版が必要な方は、通訳サービスを利用いただくことも可能です。

Non - Discrimination Notice (05-09-2024) Japanese